

# 平成22年度指定管理者監査(志村ふれあい館及びシニア学習プラザ)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成22年9月1日(水)	指定管理者 アクティオ株式会社 所管課 生きがい推進課

## 2 実施場所 監査委員室及び各施設

## 3 監査の範囲 (1) 指定管理者

平成21年度志村ふれあい館及びシニア学習プラザの施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## (2) 所管課

平成21年度志村ふれあい館及びシニア学習プラザの指定管理者に対する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 4 監査の着眼点

### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

今回監査を実施したところ、下記の問題点があったので、改善を図られたい。

### 1 委託料の適切な積算を求めるもの

志村ふれあい館及びシニア学習プラザは、指定管理者が提出した収支予算計画書と同額の委託料を支出している。

収支報告書による決算額を確認したところ、ふれあい館の収入は85,897,285円、支出は76,533,945円で、収支差額は9,363,340円となる。これに、本社事務管理費7,971,636円と、当初の計画に無く、更に次年度以降支出予定の無い入退館管理記録開発経費6,000,000円を加えると23,334,976円となる。この金額は、利益又はこれに準ずるものと考えられ、収入額の27.17%に該当する。

また、シニア学習プラザの収入は38,387,909円、支出は29,441,018円で、収支差額は8,946,891円となる。これに、業務管理費3,327,000円を加えると12,273,891円となる。この金額は、利益又はこれに準ずるものと考えられ、収入額の31.97%に該当する。

開設初年度で実績等を踏まえた委託料の算出ではないため止むを得ない側面はあるが、生きがい推進課は、これらの額が適切であるかの判断も含め委託料の算出にあたり、実績及び見積もり等を十分精査した適切な金額となるよう努められたい。

### 2 事業実績等を把握すべきもの

- ① ふれあい館の事業については、計画書とは異なる事業名や、事業を変更して新たに実施したものがあつた。

生きがい推進課は、事業計画書と異なつた事業については事業内容を検証し、妥当な変更であるか再確認されたい。

- ② ふれあい館に付属するフリースペース活用事業（飲食交流室・自動販売機設置）は、基本協定書の指定管理仕様書に、ふれあい館の会計とは別に独立採算制とし、区別して管理することを規定しているが、事業計画書及び事業結果の提出についての規定がないため、業務内容について十分に把握をしているとは言い難い。

生きがい推進課は、同事業を把握できるよう取り図られたい。

その上で、同事業の会計を含めた指定管理業務全体の把握ができるように努められたい。

(生きがい推進課)

# 平成22年度指定管理者監査(図書館等)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成22年11月25日(木)	指定管理者 株式会社ヴィアックス (清水図書館、蓮根図書館、西台図書館、志村図書館) 所管課 中央図書館
平成22年11月26日(金)	指定管理者 株式会社図書館流通センター (高島平図書館、成増図書館、成増アートギャラリー) 所管課 中央図書館、文化・国際交流課

## 2 実施場所 監査委員室及び各施設

- 3 監査の範囲 (1) 指定管理者  
平成21年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)
- (2) 所管課  
平成21年度図書館等の指定管理者に対する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

- 4 監査の着眼点 **【指定管理者】**
- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
  - ② 施設の利用状況
  - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。
- 【所管課】**
- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

- 5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。  
ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

指定管理料のうち、本社経費の算出根拠が明確になる資料の確認を求めるもの

今回監査を実施したところ、以下の問題点があった。

- (1) 本社経費の算出根拠が確認できる資料の提示がなかったため、板橋区の図書館に係る経費だけであるかどうか確認することができず、その結果、適切な指定管理料であるか判断できないこと。
- (2) 中央図書館が作成した指定管理者の決算概要によれば、本社経費は、利益を含まないとしているが、経費の内訳と算出根拠を中央図書館が確認しているわけではなく、利益が含まれているか否か明確でないこと。

中央図書館は指定管理者に本社経費の内訳及び算出根拠が明確になる資料の提示を求め、指定管理料が適切なものであるか把握するよう努められたい。

(中央図書館)